

○松山衛生事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

制 定 令和 2 年 3 月 12 日条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 4 条第 5 項及び松山衛生事務組合職員給与条例（昭和 4 1 年条例第 4 号）第 2 条において準用する松山市職員給与条例（昭和 2 7 年松山市条例第 3 1 号）第 3 1 条の規定に基づき、同法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（次条において「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(準用)

第 2 条 本組合の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関しては、松山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年松山市条例第 1 8 号）を準用する。この場合において、「市長」とあるのは、「組合長」と読み替えるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(松山衛生事務組合職員定数条例の一部改正)

2 松山衛生事務組合職員定数条例（昭和 4 1 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「非常勤職員、臨時的任用職員及び再任用短時間勤務職員」を「臨時的に任用された職員（臨時の職に関するものに限る。）及び非常勤職員」に改める。

(松山衛生事務組合特別職報酬・議員報酬及び費用弁償条例の一部改正)

3 松山衛生事務組合特別職報酬・議員報酬及び費用弁償条例（昭和 4 6 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「次に定める」を「第 1 条第 3 号から第 7 号までに掲げる者については、3 級の」に改め、同項各号を削る。

別表行政不服審査審理員の項を削る。